

令和5年第3回定例会議

教育委員会会議録

令和5年4月4日

羽島郡二町教育委員会

令和5年第3回羽島郡二町教育委員会定例会会議録

※当議事録では、個人情報に関する記述について、本人が特定される恐れがあるため省略している部分があります。

○日 時 令和5年4月4日（火曜日）午前10時00分から午前11時10分まで

○場 所 笠松中央公民館 会議室3-2

○会期の決定について

<日程第1> 前回の会議録の承認について

<日程第2> 教育長の報告

○報 告

<日程第3> 承認第1号 羽島郡町立小、中学校の学校医の委嘱について

○議 題

<日程第4> 議案第7号 岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について

<日程第5> 議案第8号 羽島郡地域学校協働活動推進員の委嘱について

<日程第6> 議案第9号 令和5年度羽島郡二町中学校部活動外部指導者の委嘱について

○協 議 題

- <日程第7>
- (1) 令和5年度羽島郡二町教育委員会の管理職等の配置について
 - (2) 令和5年度羽島郡二町教育委員会の事務局の異動について
 - (3) 研修、会議等を実施しない期間、「学校閉校日」について
 - (4) 羽島郡教育職員の働き方改革の推進について
 - (5) 令和5年度夏季休業日・秋季休業日・冬季休業日等について
 - (6) 令和5年度地域学校協働活動推進員について
 - (7) 次回（令和5年第4回）教育委員会定例会の開催について
 - (8) その他

○「羽島郡二町の教育」について

○出席者

教育長	野原 弘 康
教育委員（教育長職務代理者）	久 納 万里子
教育委員	岩 井 弘 榮
教育委員	羽田野 正 史

○説明のために出席した者

総務課長	坂 井 政 俊
学校教育課長	宮 川 浩 司
社会教育課長	藤 枝 豊 和

1 本日の書記

総務課長 坂 井 政 俊

	(午前10時00分 開会)
教育長	<開会> 只今より、令和5年第3回羽島郡二町教育委員会定例会を始めさせていただきます。
教育長	<会期の決定について> 初めに会期の決定についてお諮りします。議事日程により、会期については、本日1日とすることとしてよろしいでしょうか。
	【異議なし】
教育長	ありがとうございます。異議なしと認め、会期は1日とさせていただきます。
教育長	<日程第1> では、日程第1「前回の会議録」について、総務課長より報告をさせていただきます。
総務課長	前回の会議録の承認についてご報告いたします。資料2頁をご覧ください。 令和5年第2回羽島郡二町教育委員会定例会議は、令和5年3月1日(水)午後1時28分から岐南町役場 4階 会議室4-1で開催されました。その会議の概要をご報告します。 議題としまして、 議案第4号 令和5年度羽島郡二町教育長職務代理者の指名について 総務課長が、議案書に基づき、羽島郡二町教育長職務代理者の任期満了に伴う

新たな職務代理者の指名についてお諮りしました。協議の結果、令和5年度の教育長職務代理者は笠松町の教育委員である久納委員さんにと委員の皆様のご意見により、久納委員さんをお願いすることを決定させていただきました。

議案第5号 羽島郡町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

総務課長が議案書に基づき、関係法令の改正施行に伴い「学校教育法施行規則」に「研修主事」に関する条項が加えられたことを受けて、郡内各学校にも研修主事を位置づけるための改正を行うこと、また、様式や一部の文言の修正をすることの説明を行い、承認をいただきました。

議案第6号 羽島郡町立小・中学校の施設及び設備の利用に関する規則の一部を改正する規則について

総務課長が議案書に基づき、現在実施している事業内容と例規の文言の整合性を図るため、内容の整理及び文言の修正を行うことを説明させていただきました。本来は過去の改正時に行うべきでしたが、見落としがあった旨お詫びし、今回改正させていただくことをご説明し、ご了承いただきました。

続いて、協議題としまして

(1) 退職校長への感謝状の贈呈について

総務課長が、令和4年度末で退職を迎えられる校長先生が3名おみえになること、その方々に感謝状を贈呈することについて説明を行い、承認をしていただきました。

(2) 令和4年教育委員会事業報告について

総務課長が事業報告について、説明をさせていただきました。1年間の会議の内容や研修等を委員全員で確認をしていただき、承認させていただきました。

(3) 令和5年教育委員会事業計画（案）について

総務課長が事業計画（案）に基づき、1月実施の県外研修を令和5年の計画に含んでいること、また、4月以降は未定の部分が多くありますが、11月の教育委員研修日程については決定していることをお話しさせていただきました。今後、その都度日程を決定していくことをご説明し、承認させていただきました。

(4) 令和5年度教職員の服務宣誓式(案)について

学校教育課長が、資料に基づき、服務宣誓式を令和5年4月4日(火)午前9時30分から笠松中央公民館大ホールにおいて開催すること、教育委員の皆様にもご出席いただくことをご説明しました。また、案内文は、後日学校教育課から郵送させていただく旨をご案内しました。

(5) 令和5年度年間行事計画(予定)について

学校教育課長が、令和5年度の教育委員会及び羽島郡内の学校の年間行事計画(予定)について、資料をお渡しして説明させていただきました。2月15日付の計画であるため、まだ未確定な事業もあることを含めてお話しさせていただきました。

(6) 次回(第3回)教育委員会定例会の開催について

総務課長が、次回定例会について、4月4日(火)の服務宣誓式に引き続き、笠松中央公民館会議室3-2にて開催することを案内させていただきました。開始時間は10:30前後となる見込みであることもご説明させていただきました。

(7) その他 令和5年度教職員定期人事異動の方針と重点について

学校教育課長が、令和5年度の方針と重点が確定した資料に基づき、前回の会議で案として説明したとおりの内容で確定したことを報告させていただきました。

岐阜県市町村教育委員会連合会関係令和5年度行事予定の配布について

総務課長が行事予定の配布依頼があったことを説明し、教育委員の方々にも予定表を配布させていただきました。「事業計画最新案」のなかで、令和5年度の研究総会については、11月10日金曜日に可児市での開催が予定されていること、正式には5月開催の令和5年度の役員会・総会で決定されることをお伝えさせていただきました。

令和5年度中学校部活動について

社会教育課長が、口頭で、中学校部活動指導者の現在の希望状況について説明し、継続の指導者を含め、40名ほどの登録が進んでいることを報告させていただきました。

<p>教育長</p>	<p>以上が、令和5年第2回教育委員会定例会議の報告でございます。</p> <p>では、以上の会議録につきまして、なにかご意見等よろしいでしょうか？</p>
<p>教育長</p>	<p>【異議なし】</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>【前回の会議録については承認】</p>
<p>教育長</p>	<p><日程第2>教育長の報告</p> <p>よろしくお願いします。</p> <p>4月10日（月）に校長会がございます。その場で、今日発表される委員のみなさまの思いも伝えたいと考えております。</p> <p>今日の服務宣誓式でのことですが、先生方が生きがいをもって職務に専念できることの大切さを感じました。年度末になって退職を取り消したいという申し出がありました。なぜそのようなことになったのか、どこに原因があったのか、職員が関わり、チーム意識を大切にできる学校でなければならないと感じました。</p> <p>話は前後いたしますが、小学校・中学校の卒業式を無事に終えることができ、ありがとうございました。岐南中学校の代表の最後の言葉「掃除はまちがいなく、わたしたちの誇りです」といった言葉に感動しました。この思いが糧となり、次のステージに繋がっていくものと信じております。</p> <p>次に、子どもの声を聴くということは、どういったことなのだろうと考えております。ラン活（ランドセルの活用）を例に挙げてお話します。最初に「保護者が気に入るであろうと思われるものを選んでください」と子どもに伝え選ばせたところ、親の意見と完全に一致しました。次に「自分が使いたいと思うものを選んでください」と伝え選ばせたところ、親の考えとはまったく違ったものを選ぶ子がいました。この状況を見て、子どもは親のことをすごく見ているといったことを実感した場面でした。保護者は、子どものことを理解している思い込んでいるのですが、本当にそうなのか、本心の理解に気付かされました。</p> <p>（宮川学校教育課長、講演を終え会議場へ到着。挨拶あり）</p>

それでは、資料の説明に移りたいと思います。今年度の取り組み方法・課題など様々な思いがあると思いますので、そのあたりについて、お聞きしたいと思います。この資料は、令和5年度のものというより、コロナが明けて、新たな生活がスタートするといった認識でとらえていただけると幸いです。まず「児童生徒が身に付けたい力」ということで、当事者意識をもち「自分が」という点を重視し、主体的に物事に向き合い、多様な考えを生み出し、互いに認め学ぶことを大切にしていきたいと考えております。この中では「自分が決める」ことを重視し、多様な考えを大事にした仲間の考えも取り入れ、歩んでいける集団づくりをしたいと思っております。実現するための方法として、

1つ目は「学校では、個性を大切にされた教育活動を推進する」といったものです。これを実現するためには、地域の協力が必要と考えております。自分で決めるといったことが大切であると考えております。集団活動に馴染めない子については、個に応じたサポート体制の確立が重要なことであると考えております。そのために今年度、支援員の増員を実現しました。

2つ目は「家庭では何ができるかを考える」ことです。学校だけではなく、保護者の意識をどのように高めていくことができるかを考えていかなければなりません。具体的な案の一例として「お弁当の日」の話を聞き、一つの切り込み口として有効であると感じました。

3つ目は「地域の教育力を生かし、地域で学ぶ」といった方法です。地域で学ぶ、或いは地域の方に学校へ出向いていただき、その場で学んでいただくということです。サポートについては、民生委員・児童委員の方に話を聞いていただく機会を設けましたので、家族としての見守りといったことも考えていただきたいと思っております。

4つ目は「行政としての取り組み」ということです。それぞれの町で、子どもを育む事業を実施していただいているので、そういった事業へ学校として参加していきたいと考えております。

総じて言えば、「各場の連携」ということで、4つの双方向のベクトルをもった繋がりを持ちながら進んでいきたいと考えております。学校運営協議会の中に「学校経営の方針と重点」を協議する場がございますが、その中にご質問やご意見などがあればお願いしたいと考えております。

校長会ではこのような話を含め提案をしたいと思いますが、ご意見があればお願いいたします。

岩井委員

先ほど教育長が「こどもの権利条例」について、笠松町は来年度「福祉計画」

	<p>の策定を予定しており、住民アンケートの実施をしました。その中で、小学校5年生と中学校2年生に実施したアンケート中「こどもの権利条例を知らない」と答えた子が6～7割いたと聞きました。「まちづくり条例」についても、同様の結果を得ている。その結果に、町長は相当ショックをうけたようだ。こどもの為に作った条例が浸透していないことは、少し考えなければいけない点があったのではないかと思います。</p>
久納委員	<p>子どもが親に付度して意見を述べていることも考えられます。「こどもの権利条例」について、2町の中で話し合ってみてもよいのではないかと思います。</p> <p>話は変わりますが、卒業式に出席した中で感じたこととして、理不尽な要求をする保護者が多くなってきたということです。出席人数の制限をオーバーした人員で来校し、無理やり入場する保護者を見ました。</p>
教育長	<p>その話は、初めて聞きました。</p>
久納委員	<p>先生方も大変苦勞してみえるようでした。</p>
教育長	<p>羽田野委員さん、どうですか</p>
羽田野委員	<p>私は西小学校の卒業式に出席し、卒業式は実施した方がよいことは感じましたが、人数の問題もあると思いました。証書については、代表がもらうものと思っていましたが、一人ひとりが受け取っているのを見て、驚きました。地域とのつながりについては、自治会長を経験した上でいえば、子ども会もコロナで行事が縮小し、活動についても実施しなくてもよいといった雰囲気広まったような気がします。</p>
教育長	<p>社会教育との連携もはかっていきたいと考えております。</p>
岩井委員	<p>笠松町では、4月と12月の日曜日に、町内一斉清掃を行っています。その時、中学生が誰も出てきてくれないことが気になりました。ボランティアがすべてとは言わないが、もう少しどうにかならないかと感じました。</p>
教育長	<p>中学生は、実施されることを知っていたのですか</p>

岩井委員	親が出てきているので、知っていたと思います。学校からも案内はあったと思います。ボランティア活動は大切であると考えています。
羽田野委員	三世帯住宅の家庭などは、おじいちゃんと孫のみ参加するといった状況がありました。
久納委員	私の自治会では、資源ごみの収集の時は、親が子どもを連れて参加してもらっています。
教育長	単位子ども会には参加しますが、笠松町の子ども会としては参加しませんといった意見を聞いたことがあります。
学校教育課長	KVCといったものがあります。この中で参加者などを募集したりしていたこともありました。昼の放送で参加者を募ったりもしました。
教育長	ボランティアには、地域の方から学ぶなど、学校では学べないことも多くあるため、とても大切なことであると考えております。こどもの権利条例の意味についても、浸透するよう考えていきたいと思います。
教育長	<p><日程第3></p> <p>それでは、日程第3「羽島郡町立小、中学校の学校医の委嘱について」説明をお願いします。</p>
総務課長	<p>はじめに、報告といたしまして代決処分の報告をさせていただきます。</p> <p>羽島郡二町教育委員会事務委任規則第2条の規定により、代決処分したのでこれを報告します。第2条とは、教育長は、教育委員会事務委任規則で定めるところにより、委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないと定められております。そこで、報告させていただきます。5頁をご覧ください。</p> <p>承認第1号 羽島郡町立小、中学校の学校医の委嘱についてでございます。羽島郡町立小、中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則第3条第1項に、学校医等の委嘱は、羽島郡医師会長、羽島郡歯科医師会長及び羽島郡学校薬剤師会長の推薦に基づき、教育委員会が行うとあり、第4条第1項に、学年の初めから2年とするとあります。今回は、任期途中での更新でございます。6</p>

	<p>頁をご覧ください。</p> <p>松枝小学校の内科医のみが変わります。片山 良彦医師が辞められるため、医師会から後任に岩村 聖子（さとこ）医師の推薦がございました。任期は、第4条第2項に、補欠委員の任期は、前任者の残任任期とありますので令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間でございます。委嘱状は4月1日付で作成し、学校教育課よりご本人にお渡し済みですのでご報告させていただきます。</p>
教育長	<p>只今の報告について、ご意見はございますでしょうか。</p> <p>【意見なし】</p>
教育長	<p>ありがとうございました。</p>
教育長	<p><日程第4></p> <p>次に、日程第4「令和5年度 岐阜県教科書用図書岐阜地区採択協議会の設置」について説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>2025年度は、小学校の教科書の採択の年になっております。そのため、岐阜地区教科書採択協議会を岐阜市以外の市町で設置しております。委員につきましては、現在各務原市と協議しているところでございます。PTA代表の方についても社会教育課で選出して頂いております。全体では87名の調査員を必要としております。</p>
教育長	<p>このことについて、ご意見はございますでしょうか。</p>
久納委員	<p>大日本図書が採択されないと聞きました。大変ですね。</p>
学校教育課長	<p>二町で協議しながら、子どもたちにとって一番適切なものを、担当を交え話しあっていきますので、よろしく願いいたします。</p>
教育長	<p>只今の報告について、ご意見はございますでしょうか。</p> <p>【意見なし】</p>

教育長	<p>ありがとうございました。</p>
教育長	<p><日程第5> 次に、日程第5「羽島郡地域学校協働活動推進員の委嘱」について説明をお願いします。</p>
総務課長	<p>平成29年4月に「地域の人々が学校と連携・協力して子どもの成長を支えるとともに、学校に関わることを通して、地域コミュニティを創生する。」ための地域学校協働推進員が社会教育法第9条の7に位置付けられたことにより、郡内の中学校区をまとまりとして、次世代の地域を担う児童生徒の育成に努めることを目的に、2名の地域協働活動推進員を委嘱しております。規約の第7条には、推進員は羽島郡二町教育委員会教育長が、各町の事情に詳しい人物を選任し、委嘱するとあり、第8条に第1項に、推進員の任期は1年とし、再任を妨げないとあります。令和5年度は、昨年度に引き続き、2名の方に推進員を委嘱するものです。なお、委嘱式は4月12日を予定しておりますので、ご報告いたします。詳細につきましては、協議題の(6)で社会教育課長の方からご説明させていただきます。</p> <p>続きまして、日程第6「令和5年度羽島郡二町中学校部活動外部指導者の委嘱」について、ご説明いたします。13頁をご覧ください。</p> <p>「羽島郡二町中学校部活動外部指導者派遣事業」実施要項の4、外部指導者の選定及び任命(1)に、各中学校長が推薦する者で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教育職員免許法に規定する普通免許状、特別免許状又は臨時免許状を有する者 ② 公益財団法人日本スポーツ協会の加盟競技団体が認定した指導者資格を有する者 ③ 中学校若しくは高等学校の部活動又は地域のスポーツ活動において指導した経験を有する者 <p>のいずれかに該当する者の中から教育委員会が任命するとあります。</p> <p>今年度より委嘱します方については、備考欄に「新規」と書かせていただきました。派遣期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間でございます。委嘱式は、講習会開催日に併せて4月12日に行いますのでご報告いたします。</p>

<p>教育長</p>	<p>なお、（ ）書きの指導員の方につきましては、会計年度任用職員として任用しておりますので、委嘱状は交付いたしておりません。以上でございます。</p> <p>議案第8号について、何か意見はございますでしょうか。</p> <p>【意見なし】</p>
<p>教育長</p>	<p>議案第9号については、いかがでしょうか。</p> <p>今のところ、これだけの方を対象としております。今後、何かしらのトラブルが発生することは予測されますが、行政と連携しながら進めて行きたいと考えております。</p>
<p>久納委員</p>	<p>「指導員」という方は、どんな方ですか？</p>
<p>教育長</p>	<p>この人たちは、県の指導者の枠で選出されている方で、今年から2名増員され、4名の方をお願いしております。部活動についても、いろいろな意見を聞かれると思いますので、教えていただければ幸いです。</p>
<p>教育長</p>	<p>続いて、協議題に移らせていただきます。</p> <p>日程第7、(1)(2)について説明いたします。P15をご覧ください。「令和5年度の管理職の配置」ということで、黄色のマーカーが新規の着任者でございます。転出者「五藤課長」「堀内課長」については、それぞれの小学校の校長となりました。管理職等の登用につきましては「臼井先生」が北小学校の校長へ、また、「木村先生」が岐南中学校の教頭へ就任されました。退職された管理職の方は、記載しております4名の方でございます。</p> <p>続きまして、事務局の異動については、総務課の「石川課長」が定年退職され、代わりに「坂井課長」が就任されました。学校教育課長に「宮川課長」、清水さんの後任に「樋口前校長」が就任されました。また、社会教育課長には「藤枝課長」が就任されました。このメンバーで頑張っていきたいと考えております。</p>
<p>岩井委員</p>	<p>前総務課長は、どういった立場で戻られるのですか。</p>
<p>教育長</p>	<p>課長補佐で「上任対策監」といった呼称になります。</p>

教育長	<p>続いて、協議題（３）（４）（５）に移ります。</p>
学校教育課長	<p>研修・会議等を行わない期間については、県と連動して行うことを基本としております。８月４日～１６日は会議等を実施しない。羽島郡二町教育委員会が推進する「学校閉校日」については、８月９日～１５日とします。その間の対応については、教育委員会が実施いたします。</p> <p>１８ページの「働き方改革の推進」については、１ヶ月４５時間・年間３６０時間を基本としております。夏季等休業期間中などの緊急時については、緊急対応の連絡方法を用意いたしましたので、教育委員会と学校が一体となって処理できるよう努めます。</p> <p>１９ページの「夏季休業日」については、３５日間で他の市町村と同程度です。「秋季休業日」については、今年度もキッズウィークが行えるよう４日間とし、「冬季休業日」については、１１日間とします。「管理規則」については、今までと同様に定めております。</p>
教育長	<p>ご質問等ございますか。</p>
岩井委員	<p>「働き方改革」「管理規則」などは、守られていますか</p>
教育長	<p>概ね守られており、うまくリンクしながら実施されておりますが、心配な点もございます。</p> <p>キッズウィークについては、どの子ども身の回りにいる大人の方と接触できるよう、考えていきたいと思っております。</p>
教育長	<p>続いて（６）について説明をお願いします。</p>
社会教育課長	<p>協議題（６）「地域学校協働活動推進員」についてご説明します。</p> <p>令和２年度から配置しております「地域学校協働活動推進員」を今年度も配置し、地域と学校との橋渡し役を担います。各町の推進員は、昨年度と変わりません。元校長の「岩田親典さん」と「栗本幹雄さん」です。今年度も各学校の協議会などと連携しながら、地域学校協働活動を推進していきたいと考えております。ボランティアの方にも手助けしてもらいたいと考えております。</p>
教育長	<p>活動については、周知されてきております。子どもたちが参加できたといった</p>

	<p>事実を作っていきたいと考えております。</p>
教育長	<p>協議題（7）について説明をお願いします。</p>
総務課長	<p>25ページをご覧ください。</p> <p>次回は「定例会」と同時開催にて「岐南町・笠松町総合教育会議」を予定しております。また、両町の町長・副町長の出席も予定しておりますので、5月22日の午前中、もしくは5月24日の午前中をお願いしたいと考えております。時間につきましては、8時45分からを予定しております。</p>
久納委員	<p>私は、24日は都合が悪いのですが…。</p>
教育長	<p>それでは、22日の月曜日に実施したいと思いますが、みなさんいかがでしょうか。時間は8時45分からです。お間違えのないよう、よろしくお願いいたします。</p>
総務課長	<p>その他でございますが、「羽島郡二町の教育」についての冊子を配布させていただきましたので、ご一読していただけると幸いです。</p>
教育長	<p>この資料については、みなさんの意見を聞きながら、今年度見直しを予定しております。</p> <p>以上で定例会を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(午前11時10分 閉会)</p>